

8. 法学府

I	法学府の教育目的と特徴	8-2
II	「教育の水準」の分析・判定	8-3
	分析項目 I 教育活動の状況	8-3
	分析項目 II 教育成果の状況	8-18
III	「質の向上度」の分析	8-30

I 法学府の教育目的と特徴

- 1 本学府は、本学が教育憲章に掲げる教育目的を基本として、「高い倫理性・社会性に裏打ちされた、国際レベルで活躍しうる創造性豊かな研究者とルール形成や政策形成をリードすることのできる高度な専門的知識・能力をもつ高度専門職業人を組織的に養成する」ことを教育目的としている。
- 2 上記の目的を達成するため、以下の教育目標を設定している。
 - ①倫理性・社会性の陶冶
 - ②柔軟で批判的創造的な思考力の育成
 - ③高度の国際性の育成
 - ④広く社会に通用する専門的能力の育成
- 3 学生の受入れにあたっては、本学府の教育目的を実現するために必要とされる能力・適性を評価し、同時に多様な学生を受け入れるために、通常の研究者養成コースの他、修士課程には、職業経験を持つ人を対象とした「専修コース」、主に外国人留学生を対象として英語で授業を行う「LL. M. コース」、「YLP」、政治学を中心とする「CSPA」、博士後期課程には、「LL. M. コース」の上位コースである「LL. D. コース」といった複数のコースを設けているが、いずれの選抜方法においても、修士課程にあっては、専門的研究分野を主体的に学修するための基盤的能力・適性を備えていること、また博士後期課程にあっては、修士取得あるいはそれと同等の研究実績のある者が、さらに高度の研究に従事し、博士学位を取得するために必要とされる能力・適性を備えていることを選抜基準として入学者の受入れを行っている。そして、専攻ごとに、教育目標を考慮した科目を設け、教育活動を行っている。
- 4 以上の教育目的と特徴は、本学の中期目標記載の基本的な目標「教育においては、確かな学問体系に立脚し、学際的な新たな学問領域を重視しながら、豊かな教養と人間性を備え、世界的視野を持って生涯にわたり高い水準で能動的に学び続ける指導的人材を育成する。」を踏まえている。

[想定する関係者とその期待]

本学府は「日本の様々な分野において指導的な役割を果たし、アジアをはじめ広く全世界で活躍する人材を輩出し、日本及び世界に貢献する」、かつ「高い倫理性・社会性に裏打ちされた、国際レベルで活躍しうる創造性豊かな研究者とルール形成や政策形成をリードすることのできる高度な専門的知識・能力をもつ高度専門職業人を組織的に養成する」ことを、在校生、受験生及びその家族、修了生、関連する学会、地域社会、国、地方自治体、国際社会等から期待されている。

II 「教育の水準」の分析・判定

分析項目 I 教育活動の状況

観点 1-1 教育実施体制

(観点に係る状況)

1-1-1 (1) 組織編成上の工夫

1-1-1 (1) -① 教員組織編成や教育体制の工夫とその効果

教員の確保・充実を図るため、本学府の教員が所属する法学研究院の総合人事委員会において、部局の中期目標及び中期計画に基づき具体的人事計画の策定を行っている。

平成 22 年度には、本学の基本方針である「教育の国際化」を本学府において効果的に推進するため、従来の 5 専攻を 1 専攻制に改組し（資料 1）、法学・政治学の教育研究に係る伝統的な科目、先端的・学際的及び実務的な科目に必要な教員、並びに国際性を考慮した外国人教員をバランスよく配置するという基本方針に沿って教員組織編成を行っている。

○資料 1 本学府の改組

本学府では、平成 22 年 4 月から、下記の理由により基礎法学専攻、公法・社会法学専攻、民刑事法学専攻、国際関係法学専攻、政治学専攻の 5 専攻を、法政理論専攻の 1 専攻制に改組した。

- ① 本学の基本方針「教育の国際化」を本学府において効果的に推進する
- ② 大学院教育の実質化をこれまで以上に促進する
- ③ 特定の科目分野に限定しない幅広い研究関心を抱く学生がその研究関心に即して幅広く授業科目を履修できるようにする

また、部局を活性化する本学独自の取組である「5 年目評価・10 年以内組織見直し制度」において、組織体制の課題とされた事項に対し、学府教育の国際化・実質化をさらに推進するため、法学府の一専攻化を実施し、グローバル人材の育成を目指した学士・修士一貫教育を行うプログラムの設置といった成果を得た（資料 2）。

○資料 2 「5 年目評価、10 年以内組織見直し」制度における改善のための取組事例

「5 年目評価、10 年以内組織見直し」制度	この制度は、研究院・学府・学部等における将来構想の実現に向けた組織改編等の取組について、中期目標期間の 5 年目に全学的な点検・評価を行い、その評価結果を反映した形で、10 年以内に組織改編を完了するよう促す制度である。平成 14 年より運用し、法人化に対応した見直し等を経て、現在に至る。本制度は、この点検・評価を継続的に実施することにより、組織の自律的な変革を促進し、教育研究の一層の充実・発展を図ることを目的としている。
組織体制の課題	過去の実績の延長線上で組織見直しをするのではなく、基幹大学における法学研究のあるべき姿に基づいて組織見直しを行うこと。
改善へ向けた取組とその成果	<p>取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学府教育の国際化・実質化の推進として、平成 22 年度から 法学府の一専攻化 というこれまでの枠組を超える組織改革を実施。 ・ 日本人学生の国際化 のために必要な組織見直しを検討。 <p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバル人材の育成という社会的ニーズに応えるため、平成 27 年度から 学部学生の日英両語によるチュートリアル教育と英語による修士課程教育とによる一貫教育 を実施。

1-1-(1)-② 入学者選抜方法の工夫とその効果

1) 入学者選抜方法・実施の状況

本学府では、教育目標の実現に必要な能力・適性を評価し、同時に多様な学生を受け入れるために、入学者選抜の基本方針を明確に定め、修士課程・博士後期課程共に、複数の選抜方法を採用している（資料3）。

○資料3 入学者選抜の基本方針等

<p>求める学生像（求める能力・適性等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法学・政治学のそれぞれの領域における専門知識を、主体的に学修するための基盤的能力（語学力も含む） ・ 明確な問題意識の下に、批判的観点から研究を進める意欲 ・ 他者との討論を通して自らを客観化し、柔軟な思考によって研究を進めること、等 <p>入学者選抜の基本方針（入学要件、選抜方式、選抜基準等）</p> <p>選抜基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 修士課程：専門的研究分野を主体的に学修するための基盤的能力・適性を備えていること ・ 博士後期課程：修士取得あるいはそれと同等の研究実績のある者が、さらに高度の研究に従事し、博士学位を取得するために必要とされる能力・適性を備えていること ・ 修士課程から博士後期課程への進学：修士論文審査においてとくに優秀な成績を修め、進学試験に合格すること <p>選抜方法（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 修士課程：研究者コース（一般選抜、外国人留学生特別選抜） 専修コース（一般選抜、職業人特別選抜、外国人留学生特別選抜） 国際コース（IEBL、BiP、YLP 及び CSPA プログラム） ・ 博士後期課程：研究者コース（一般選抜、法科大学院修了者選抜） 高度専門職業人コース（職業人特別選抜） 国際コース（LL. D. プログラム） <p>入学者選抜の基本方針の公開（掲載した Web・ページの URL）： http://www.law.kyushu-u.ac.jp/organization/goals.html</p>

このうち、国際コースでは、平成6年に英語のみで修士(法学)の学位を取得できる LL. M. コースを我が国で初めて設置して以来、世界約 50 の国と地域から学生を受け入れ、400 名を超える卒業生を輩出しており、近年も多くの外国人留学生を受け入れているが(資料4)、英語コース以外においても、多様な学生を受け入れるため、留学生や社会人に対する特別選抜を導入し実施している（資料5）。

○資料4 入学者選抜の実施状況（国際コース）

修士課程（人）

年度	入学定員 (修士全体)	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
平成 22	72	74	74	41	38
平成 23	72	105	105	43	38
平成 24	72	77	77	43	32
平成 25	72	78	78	49	38
平成 26	72	89	89	52	43

博士後期課程（人）

年度	入学定員 (博士全体)	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
平成 22	17	7	7	2	2
平成 23	17	9	9	2	2
平成 24	17	7	7	3	2
平成 25	17	3	3	2	2
平成 26	17	8	8	4	3

○資料 5 留学生や社会人に対する特別選抜

社会人に対する特別選抜	<ul style="list-style-type: none"> ・修士課程専修コース（職業人特別選抜）：学士の学位を取得した者等で、出願時点で1年以上の職業経験を有する者を対象として、第1次試験（書類審査）と第2次試験（口頭試問）により選抜を行う。研究計画書等を中心に総合的に審査を行う。 ・博士後期課程高度職業人コース（職業人特別選抜）：修士または専門職学位を取得した有職者（出願の時点で3年以上の職業経験を有している者）、あるいは修士の学位または専門職学位を取得していないが、企業や法曹界等の実務界及び教育界等で修士取得と同等の研究実績を積んでいる職業人を対象として、論文審査と学力検査（口述試験）及び研究計画書・業績等提出書類を総合して選抜を行う。
留学生に対する特別選抜	<ul style="list-style-type: none"> ・修士課程の研究者コース（留学生特別選抜）及び専修コース（留学生特別選抜）：学士の学位を取得した者等で出願時3年以内に日本語能力試験（国際交流基金・日本国際教育支援協会主催）最上位のN1レベル（幅広い場面で使われる日本語を理解することができるレベル）取得（取得見込）した者を対象として、筆記試験・口頭試問及び提出書類を総合して選抜を行う。

2) 学生定員の状況

学生定員及び現員は、資料6のとおりである。充足率の向上を図るため、法学府進学ガイダンスの実施、他大学への広報といった従来の取組に加え、春秋2度の入試、他大学出身者や社会人の便宜をはかるための入学試験問題の公開といった新たな取組も行っており、博士後期課程において充足率の向上を実現している。

○資料 6 学生定員と現員（各年5月1日現在）

	年度	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27
修士課程	定員（人）	72	134	134	134	134	134
	現員（人）	23	84	110	102	92	87
	充足率（％）	31.9	62.7	82.1	76.1	68.7	64.9
博士後期課程	定員（人）	17	34	51	51	51	51
	現員（人）	7	15	18	23	24	29
	充足率（％）	41.2	44.1	35.3	45.1	47.1	56.9

1-1-(2) 内部質保証システムの機能による教育の質の改善・向上

1-1-(2)-① 教員の教育力向上のための体制の整備とその効果

1) FDの実施

教育・研究等に関する課題の改善を図るため、ファカルティ・ディベロップメント（FD）を実施して教員間の議論を深めており、グローバル人材の育成を目指した学士・修士一貫教育を行うプログラムの設置といった成果を得ている（資料7）。

また、全学FDにも本学府の教員が参加し、教育の質の向上や、日常的な学生への支援等に役立っている（資料8）。

○資料 7 FDの実施状況（法学部・法学府）

実施年度	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
回数	1	3	3	1	3
主なテーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・低年次ゼミ（コアセミナー、法政基礎演習）について ・特定プロジェクト中間報告－東アジア系留学生への総合的対応策について－ ・学部入試及び学府国際コースについて ・学位の質の保証について ・『『帰国子女』の現状と課題～グローバル人材獲得のための入試戦略に向けて 				
FDの成果	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバル人材の育成を目指した学士・修士一貫教育を行うプログラムの設置へ向けFDにおいて議論し、平成27年度から設置することとなった。 				

○資料 8 全学 FD への参加状況（延べ数）

実施年度	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27
回数	5	7	2	5	7	4
主なテーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新任教員の研修 ・ 学生の自殺予防とメンタルヘルス対応 ・ 心の危機の予防と連携～われわれ教職員にできること ・ 教育の質向上支援プログラム成果発表会 					

2) その他教員の教育力向上のための取組

本学府の教員が所属する法学研究院では、教員（教授及び准教授）がその教育研究能力の向上のため自主的調査研究に専念できる制度（サバティカル制度）、及び、准教授がその教育研究能力の向上のため長期在外研修の機会を確実に取得できる制度（准教授長期在外研修制度）を設けており、毎年、教授 1、2 名、准教授 2、3 名が取得している（資料 9）。

○資料 9 サバティカル取得状況（人数・期間）

教授

年度	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27
人数	0 名	2 名	2 名	2 名	1 名	1 名
期間	-	各 1 年	6 月、1 年	各 1 年	1 年	1 年

准教授（長期在外研修）

年度	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27
人数	1 名	3 名	2 名	2 名	1 名	2 名
期間	2 年 1 月	6 月、11 月、 1 年 7 月	6 月、2 年	1 年、2 年	1 年	各 1 年

1-1-(2)-② 教育プログラムの質保証・質向上のための工夫とその効果

教育プログラムの質保証・質向上のため、教育内容・方法等について自己点検・評価を実施し、その結果について、学外関係者による評価を受け、評価において見出された課題に対し、組織的に改善に取り組んでいる。

(1) 自己点検・評価の実施

部局の中期計画・中期目標に基づく自己点検・評価を実施し、その結果を教育の質の改善、向上に結び付けている（資料 10）。

○資料 10 改善へ向けた取組の例

定員充足率の向上	<p>本学府では、定員充足率向上のため、毎年度自己点検及び評価を行い、次年度へ向けた取組を検討し、実施している。</p> <p>取組例：平成 22 年度には、①他大学出身者や社会人の受験生を増やすため、<u>法学府パンフレット</u>を作成、他大学等に送付した。また、②他大学出身者や社会人の便宜をはかるため、<u>入学試験問題をインターネットで公開</u>した。さらに、③社会人学生の便宜をはかるため、<u>出張講義制度</u>を設けた。</p> <p>改善例：平成 24 年度秋季入試では、<u>前年度に比べて 2 倍の受験生</u>があった。</p>
----------	--

(2) 学外関係者による評価

教育体制の改善・改革のためには、学外関係者の視点による評価も必要であることから、委員を選任して2年に一度、(1)の結果に対する評価を受けており、評価において指摘を受けた事項については、改善へ向け組織的に取り組んでいる。(資料 11)

○資料 11 改善へ向けた取組の例

指摘事項	改善に向けた取組
教育の国際化 法学部及び法学府における英語による教育科目の充実、学生派遣を含む国際交流の活性化の取組について、今後さらなる充実を期待。	<ul style="list-style-type: none"> ・ JASSO (独立行政法人日本学生支援機構) によるショートステイ奨学金を獲得してアテネオ・デ・マニラ大学国際関係専攻学生 10 名との共同セミナーを実施 ・ ミュンヘン大学との共同シンポジウムへ大学院生 10 名を派遣 ・ 「EUIJ 九州」(EU Institute in Japan, Kyushu) の Web サイトを活用し、教育プログラム、国際会議・シンポジウム、研究助成制度、奨学金等に関する情報を発信。法学研究院教員 1 名が EUIJ 研究助成金獲得、法学府学生 1 名が EU 短期奨学金受給、博士課程学生 1 名が EU 博士奨学金により留学した。
進路支援 伝統ある国立七大学の一つとして日本の各分野のリーダーとなるべき人材を世に送り出していくため、日本や世界で活躍する人材を輩出できるよう進路支援に力を入れていただきたい	学生の進路・キャリア形成に役立つ法学部及び法学府独自の学生支援として、 企業インターンシップ、企業セミナー、国際機関を目指す学生のための就職ガイダンス を実施。

(水準)

期待される水準を上回る

(判断理由)

本学府では、教育目的を達成するため、三つのポリシーに基づいた教育活動を行っており、教育の質の改善・向上へ向け自己点検・評価及び外部評価を組織的かつ継続的に行っている。このうち、外部評価において求められた教育の国際化に関しては、改善へ向けた取組が、JASSO によるショートステイ奨学金の獲得、アテネオ・デ・マニラ大学国際関係専攻学生との共同セミナー実施といった成果につながっていることから、アジアをはじめ広く全世界で活躍する人材を輩出することを期待する関係者の、期待する水準を上回ると判断される。

観点 1-2 教育内容・方法

(観点に係る状況)

1-2-(1) 体系的な教育課程の編成状況

1-2-(1)-① 教育課程編成方針 (カリキュラム・ポリシー)

教育課程編成方針 (カリキュラム・ポリシー) を、三つのポリシーの整合性に留意して定めており (資料 12)、特に、「多言語対応型システムの導入により、多様な文化背景を持つ留学生が日本で学ぶ上で要求される高い倫理性・社会性を身につけることができるようになり、もって学位の質保証にもつながる」という点に特色がある (資料 13)。

○資料 12 カリキュラム・ポリシー

カリキュラム・ポリシー	法学府の学生は、一方的に知識を教授される立場ではなく、研究主体としての自律性を育むことが期待されています。そこで (1) 修士課程においては、研究主体としての基礎を形成するために体系的かつ包括的な講義を提供しますが、同時に学生が自律的に自らの研究計画に沿って履修できるよう配慮します。また (2) 博士後期課程においては、すでに一定の自律的な研究能力を獲得しているということを前提に、双方向的な講義を通して、自らの研究に資するかたちで講義に参加できるようにするため、学生の選択を最大限尊重して履修できるよう配慮します。 したがって修士課程においては、体系的・包括的な科目群を、基本的な研究技能の向上という目的も視野に入れつつ配置します。他方、博士後期課程においては、自律的な研究主体としての学生が、教員との討論など相互的な方法を通じて、特定の専門的な課題について深めることができる科目群を配置します。
Web ページの URL	http://www.law.kyushu-u.ac.jp/organization/policies/2-2CP.pdf

○資料 13 教育目的とカリキュラム・ポリシーの関係において特筆すべき事項

- ① 本学府の教育目的及び、本学の国際戦略を踏まえ、法学府の在来コース及び国際 4 コースの教育課程を補完し充実させるものとして、以下に述べる多言語対応型教育を実施している。
- ② 従来英語のみで行ってきた国際 4 コースの教育課程に、新たに英語と日本語の 2ヶ国語対応のバイリンガル・プログラム (BiP) を設置し、他方、在来コースにおいては日本語のみ、国際コースにおいては英語のみで行ってきた教育の一部を、日本語・英語に加えて韓国語・中国語でも行っている (留学生プラットフォーム)。この二つの多言語対応型システムにより、多様な文化背景を持つ留学生が日本で学ぶ上で要求される高い倫理性・社会性を身につけることができるようになり、もって学位の質保証にもつながるとともに、地球規模の法学・政治学専門教育市場における本学法学府の役割を明確化することとなる。
また、在来コースの留学生のレベルアップと、組織的に図られる国際コースと在来コースとの交流から、在来コースに在籍する日本人学生の国際感覚、国際発信能力が向上し、在来コース、国際コースを問わず、高い倫理性・社会性に裏打ちされた、国際発信能力のある法学・政治学の研究者・高度専門職業人が養成される。

1-2-(1)-② 学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー)

教育目的を前提とし、教育の質保証の観点から三つのポリシーの整合性に留意して、学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー) を定めており (資料 14)、特に、教育目的を具体的に四つの目標に細分化して指標化し、それらの指標に沿うかたちでディプロマ・ポリシーを設定している点に特色がある (資料 15)。

○資料 14 ディプロマ・ポリシー

修士課程
知識・理解・専門的能力
<研究者コース>

各自の専門分野につき、引き続き博士後期課程における研究の深化に必要な、

- ・ 基盤的な知識を身につけ、当該分野の学問体系を理解する。
- ・ 研究遂行の基本的な能力を身につける。

<専修コース>

1) 各自の専門分野について、実務の場でルール形成や政策形成をリードするうえで必要な、学士課程よりも専門性の相対的に高い知識を、体系的に理解する。

2) 各自の専門分野について、実務的要請に応える調査・分析の基本的な能力を身につける。

3) 職業人選抜者においては、実務的な経験を通じて習得した知見を、学問体系の学習を通じて相対化・体系化して理解し、すでに習得した実務的能力の基盤のうえに、さらに調査・分析の基本的な能力を身につける。

<国際コース>

英語による課程を通じて、各自の専門分野について、引き続き博士後期課程において研究を深化させるうえで必要な、

・ 基盤的な知識を身につけ、当該分野の学問体系を理解する、ないしは実務の場でルール形成や政策形成をリードするうえで必要な、学士課程よりも専門性の相対的に高い知識を、体系的に理解する。

・ 研究遂行の基本的な能力を身につける、ないしは各自の専門分野について、実務的要請に応える調査・分析の基本的な能力を身につける。

汎用的能力・態度・志向性

<各コース共通>

- 1) 高い倫理性・社会性の陶冶
- 2) 高い国際性の育成
- 3) 専門的研究を自律的・主体的に遂行する能力の育成
- 4) 柔軟で批判的・創造的な思考力の涵養

博士後期課程

知識・理解・専門的能力

<研究者コース>

各自の専門分野について、学位論文を執筆し、引き続き自律的に研究をおこなっていくために必要な、

・ より広範で体系的な知識を身につけ、当該分野に留まらない、より広い学問体系への造詣を深める。

・ より高度な研究遂行能力を身につける。

<高度専門職業人コース>

実務的な経験を通じて習得した知見と課題にもとづき、各自の専門分野について、学位論文を執筆し、引き続き自律的に、実務と学術研究の分野を架橋する研究をおこなっていくために必要な、

・ 体系的な知識を身につけ、学問体系への造詣を深める。

・ より高度な研究遂行能力を身につける。

<国際コース>

英語による課程を通じて、各自の専門分野について、学位論文を執筆し、引き続き自律的に研究をおこなっていくために必要な、

・ より広範で体系的な知識を身につけ、当該分野に留まらない、より広い学問体系への造詣を深める。

・ より高度な研究遂行能力を身につける。

汎用的能力・態度・志向性

<各コース共通>

- 1) 高い倫理性・社会性の陶冶
- 2) 高い国際性の育成
- 3) 専門的研究を自律的・主体的に遂行する能力の育成
- 4) 柔軟で批判的・創造的な思考力の涵養

Web ページの URL | <http://www.law.kyushu-u.ac.jp/organization/policies/3-2DP.pdf>

○資料 15 教育目的とディプロマ・ポリシーの関係において特筆すべき点

本学府では、「高い倫理性・社会性に裏打ちされた、国際レベルで活躍しうる創造性豊かな研究者とルール形成や政策形成をリードすることのできる高度な専門的知識・能力をもつ高度専門職業人を組織的に養成する」ことを目的としている。

この目的を、さらに具体的に

- (1) 倫理性・社会性の陶冶、
- (2) 柔軟で批判的創造的な思考力の育成、

(3) 高度の国際性の育成、
 (4) 広く社会に通用する専門的能力の育成
 の四つの目標に細分化し、「目標」として指標化している。
 その上でディプロマ・ポリシーは、それらの指標に沿うかたちで設定されている。

1-2-(2) 社会のニーズに対応した教育課程の編成・実施上の工夫

1-2-(2)-① 社会のニーズに対応した教育課程の編成

「国際レベルで活躍しうる研究者と、高度な専門的知識・能力をもつ高度専門職業人を養成する」という教育目的に期待する、学生や社会からの要請に対応した教育課程の編成を行っており（資料 16）、海外の大学との共同ワークショップの開催、修了生のアジア各国政治行政機関への就職、海外の大学とのダブル・ディグリー協定の締結、毎年 10 名を超える学生の交換留学といった成果を得ている。

○資料 16 学生のニーズ等に応じた教育課程の編成の具体例

(1) 英語コースの設置と運営

内容	<p>修士課程：LL.M. (Master's Program in Law) IEBL (International Economic & Business Law) Program：主として外国人学生を対象。国際社会における多様な法的問題に挑戦できる能力を養う。 BiP (Bilingual Program in Law)：外国人を対象としたプログラム。広く日本法、比較法、日本文化を学ぶ機会を提供し、日本と世界の架け橋となる人材を育成 YLP：グローバル化社会の法的問題に対処できる人材を育成 CSPA (Comparative Studies of Politics and Administration in Asia)：将来のアジアの政治行政を担える人材を育成 博士後期課程：LL.D. (Doctor's Program in Law) 国際経済ビジネス法を中心とした法学の研究分野においてグローバルに活躍する研究者・実務家を養成</p>																												
実績	<p>・CSPA では、アテネオ・デ・マニラ大学国際関係学部（修士課程）との共同ワークショップを福岡とマニラで毎年相互に開催 ・英語コース修了生の進路 平成 22 年度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コース</th> <th>主な就職先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>LL.M. (IEBL)</td> <td>判事（ミャンマー）、タイ裁判所判事秘書、弁護士（中国）</td> </tr> <tr> <td>YLP</td> <td>弁護士（韓国）、最高人民検察院（ラオス）、中華人民共和国雲南省検察院</td> </tr> <tr> <td>CSPA</td> <td>バングラデシュ政府（設立省）、国家機関キルギス司法行政団体（法務部）</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 23 年度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コース</th> <th>主な就職先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>LL.M. (IEBL)</td> <td>ミャンマー最高裁判所、カンボジア法務省教育部</td> </tr> <tr> <td>YLP</td> <td>タイ法務長官庁、ラオス最高裁判所、ミャンマーヤンキン人民裁判所</td> </tr> <tr> <td>CSPA</td> <td>キルギスタン公務員、オーストラリア外交・貿易省、キルギスタン検察庁国際法務協力部</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 24 年度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コース</th> <th>主な就職先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>LL.M. (IEBL)</td> <td>モンゴル国家事務局、ベーカーアンドマッケンジー法律事務所（タイ）、西村あさひ法律事務所</td> </tr> <tr> <td>LL.M. BiP</td> <td>ルーバン大学（ベルギー）、タイの法律事務所、キム&チャン法律事務所（韓国）</td> </tr> <tr> <td>YLP</td> <td>ミャンマー最高裁判所、タイ検察庁、タイ最高裁判所</td> </tr> <tr> <td>CSPA</td> <td>バングラデシュ内務省（警察庁）、首都圏労働雇用省、フィリピン最高裁判所</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 25 年度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コース</th> <th>主な就職先</th> </tr> </thead> <tbody> </tbody> </table>	コース	主な就職先	LL.M. (IEBL)	判事（ミャンマー）、タイ裁判所判事秘書、弁護士（中国）	YLP	弁護士（韓国）、最高人民検察院（ラオス）、中華人民共和国雲南省検察院	CSPA	バングラデシュ政府（設立省）、国家機関キルギス司法行政団体（法務部）	コース	主な就職先	LL.M. (IEBL)	ミャンマー最高裁判所、カンボジア法務省教育部	YLP	タイ法務長官庁、ラオス最高裁判所、ミャンマーヤンキン人民裁判所	CSPA	キルギスタン公務員、オーストラリア外交・貿易省、キルギスタン検察庁国際法務協力部	コース	主な就職先	LL.M. (IEBL)	モンゴル国家事務局、ベーカーアンドマッケンジー法律事務所（タイ）、西村あさひ法律事務所	LL.M. BiP	ルーバン大学（ベルギー）、タイの法律事務所、キム&チャン法律事務所（韓国）	YLP	ミャンマー最高裁判所、タイ検察庁、タイ最高裁判所	CSPA	バングラデシュ内務省（警察庁）、首都圏労働雇用省、フィリピン最高裁判所	コース	主な就職先
コース	主な就職先																												
LL.M. (IEBL)	判事（ミャンマー）、タイ裁判所判事秘書、弁護士（中国）																												
YLP	弁護士（韓国）、最高人民検察院（ラオス）、中華人民共和国雲南省検察院																												
CSPA	バングラデシュ政府（設立省）、国家機関キルギス司法行政団体（法務部）																												
コース	主な就職先																												
LL.M. (IEBL)	ミャンマー最高裁判所、カンボジア法務省教育部																												
YLP	タイ法務長官庁、ラオス最高裁判所、ミャンマーヤンキン人民裁判所																												
CSPA	キルギスタン公務員、オーストラリア外交・貿易省、キルギスタン検察庁国際法務協力部																												
コース	主な就職先																												
LL.M. (IEBL)	モンゴル国家事務局、ベーカーアンドマッケンジー法律事務所（タイ）、西村あさひ法律事務所																												
LL.M. BiP	ルーバン大学（ベルギー）、タイの法律事務所、キム&チャン法律事務所（韓国）																												
YLP	ミャンマー最高裁判所、タイ検察庁、タイ最高裁判所																												
CSPA	バングラデシュ内務省（警察庁）、首都圏労働雇用省、フィリピン最高裁判所																												
コース	主な就職先																												

LL. M. (IEBL)	モンゴル入国管理局、タイ裁判所法務事務員
LL. M. BiP	韓国外務省外交官
YLP	ネクサス法律事務所（韓国）弁護士、タイ司法裁判所裁判官、モンゴル国立大学講師
CSPA	バングラデシュ政府機関、西日本短期大学
平成 26 年度	
コース	主な就職先
LL. M. (IEBL)	モンゴル検察庁検察官、中国商工省
LL. M. BiP	韓国財務省、中倫律師事務所弁護士
YLP	ベトナム検察庁検察官、ミャンマー高等裁判所判事
CSPA	バングラデシュ通信省、バングラデシュ自治省

(2) 柔軟な授業科目選択の制度

内容	文理系の区別なく全ての学府生を対象に大学院共通教育科目を開講しており、本学府においても単位認定を行っている。
Web ページ の URL	大学院共通教育科目 http://rche.kyushu-u.ac.jp/~in-kyotsu/

(3) 他大学・他部局との間での単位互換

内容	海外の大学とのダブル・ディグリー協定 学生の留学						
実績	ダブル・ディグリー協定						
	年度	大学名					
	平成 26 年度	アテネオ・デ・マニラ大学アテネオ・ロースクール					
	平成 25 年度	ティルブルグ大学					
	平成 24 年度	レウヴェン・カトリック大学 MAES プログラム					
	交換留学の状況 受入れ						
		H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
	アジア (人)	8	6	7	7	6	7
	ヨーロッパ (人)	3	3	3	4	7	7
	アメリカ (人)	1	1	1	1	0	1
	計	12	10	11	12	13	15
	派遣						
		H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
	アジア (人)	3	3	3	4	3	2
	ヨーロッパ (人)	0	3	2	7	10	4
	アメリカ・カナダ (人)	0	1	0	1	1	0
	オセアニア (人)	0	1	0	1	0	0
	計	3	8	5	13	14	6

(4) インターンシップ

内容	国際コース/YLP/. /BiP において、福岡県弁護士会や企業などでのインターンシップを実施						
実績	YLP：福岡でのインターンシップ						
		H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
	派遣学生数 (人)	14	12	13	13	11	15
	インターンシップ先 法律事務所数 (人)	15	12	14	13	12	16
	*平成 26 派遣学生数に、LL. M. 1 名、BiP 1 名を含む						
	LLM：東京でのインターンシップ						
		H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	

九州大学法学府 分析項目 I

派遣学生数 (人)	9	7	2	4	4
インターンシップ先法律事務所数 (人)	3	1	1	1	1
* 平成 26 派遣学生数に、LL. D. 1 名、BiP 1 名を含む					
その他					
	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
派遣学生数 (人)		4	1		5
インターンシップ先法律事務所数 (人)		1	1		1

(5) 秋期入学

内容	修士課程、博士後期課程ともに秋期入学を行っている。							
実績	年度	種別	入学定員 (人)	志願者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	入学者数 (人)	
	22	LL. M. (IEBL)	修士全体で 72		34	34	22	20
		LL. M. (BiP)		7 (3)	7 (3)	3 (1)	2 (1)	
		CSPA		8	8	6	6	
		YLP		10	25	25	10	10
		LL. D.		博士全体で 17	7	7	2	2
	23	LL. M. (IEBL)	修士全体で 72		60	60	20	17
		LL. M. (BiP)		6	6	3	3	
		CSPA		10	10	8	8	
		YLP		10	29	29	12	10
		LL. D.		博士全体で 17	9	9	2	2
	24	LL. M. (IEBL)	修士全体で 72		41	41	23	15
		LL. M. (BiP)		4	4	1	1	
		CSPA		6	6	5	3	
		YLP		10	26	26	14	13
		LL. D.		博士全体で 17	7	7	3	2
	25	LL. M. (IEBL)	修士全体で 72		47 【2】	47 【2】	27	18
		LL. M. (BiP)		5	5	4	4	
		CSPA		10 【2】	10 【2】	9 【2】	8 【1】	
		YLP		10	20	20	11	9
		LL. D.		博士全体で 17	3	3	2	2
	26	LL. M. (IEBL)	修士全体で 72		45 【1】	45 【1】	27 【1】	23 【1】
		LL. M. (BiP)		5	5	2	0	
		CSPA		8	8	8	6	
		YLP		10	32	32	16	15
		LL. D.		博士全体で 17	8	8	4	3
LL. M. (BiP) は、21 年度から開始。平成 22 年度のみ 4 月入学者あり () で内数 【】 は、日本人で内数								

1-2-(2)-② 文部科学省「国公立大学を通じた大学教育改革の支援」事業等に採択された取組の実施状況

平成 22 年度、「多言語対応型集団指導教育による高度法政研究教育の国際化・実質化」プロジェクトが、文部科学省「国公立大学を通じた大学教育改革の支援」事業に採択された。この取組は、多言語対応型集団指導教育により、留学生・日本人学生が共にシステムティックに学び切磋琢磨する環境を整え、国際競争力の高い法学・政治学研究者・実務家を養成することを目的とするものである（資料 17）。

○資料 17 文部科学省「国公立大学を通じた大学教育改革の支援」事業等に採択された取組の実施状況

採択年度	平成 22 年度
------	----------

支援事業名	文部科学省特別経費による教育プロジェクト
採択事業名	「多言語対応型集団指導教育による高度法政研究教育の国際化・実質化」
事業内容	「多言語対応型集団指導教育により、留学生・日本人学生が共にシステムティックに学び切磋琢磨する環境を整え、国際競争力の高い法学・政治学研究者・実務家を養成する」ことを目的とするもの
教育への反映やその効果	<p>教育への反映</p> <p>①プラットフォーム科目として、 論文の書き方の授業を英・中・韓の3カ国語で実施 日本法・日本政治の基礎知識の授業を英・日の二カ国語で実施</p> <p>②留学生の執筆した論文を添削するため、助教やテクニカルスタッフを雇用</p> <p>効果</p> <p>①留学生の一般的な論文執筆能力や大学院教育の前提となる知識が充実した。 ②論文添削のみならず剽窃対策としても十分な成果を挙げた。</p> <p>成果</p> <p>ミュンヘン大学との共同シンポジウムを毎年、福岡とミュンヘンで交互に開催している。 これまでのシンポジウムのプログラム http://www.law.kyushu-u.ac.jp/graduate/s-project/symposium.html</p>

1-2-(3) 国際通用性のある教育課程の編成・実施上の工夫

教育目的の達成へ向け、国際通用性ある教育課程の編成・実施上の工夫を行っており（資料 18）、海外の大学との共同シンポジウム、共同ワークショップ開催といった実績がある（資料 19）。

○資料 18 国際通用性のある教育課程の編成・実施上の工夫

<p>(1) 外国人教員・日本人教員の協力による、国際コースの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際コース LL.M.において、全ての授業を英語で実施。 上記国際コースの教育課程に、英語と日本語の2ヶ国語対応のバイリンガル・プログラム（BiP）を新設 従来英語のみで行ってきた教育の一部を、日本語・英語に加えて韓国語・中国語で実施（留学生プラットフォーム）。 <p>(2) 海外の大学等との交流協定締結推進</p> <p>レウヴェン・カトリック大学（ベルギー）、ボルドー政治学院（フランス） ハーグ国際私法会議香港支部（香港）、ブツェリウス法科大学院（ドイツ） ミュンスター大学（ドイツ）、トゥルク大学（フィンランド）、ティルブルグ大学（オランダ）、他</p> <p>(3) 海外の大学との教育プログラムの拡充、実施</p> <ul style="list-style-type: none"> アテネオ・デ・マニラ大学国際関係学部（修士課程）との共同ワークショップの開催、 学生参加企画によるミュンヘン大学との共同シンポジウムの開催、 北海道大学スラブ研究所、本学韓国研究センター、韓国釜山大学との共催で、BRIT（Border Regions In Transition）を開催 CSPA と延世大学公共政策学部大学院の共同ワークショップを延世大学で開催、など

○資料 19 教育の国際化の実績

国・地域	取組の概要
アセアン諸国	<p>文部科学省平成 24 年度「大学の世界展開力強化推進事業」に採択され、アセアン諸国大学（シンガポール大学、マラヤ大学、チュラロンコン大学、アテネオ・デ・マニラ大学等）と連携して、ショートターム交流、セメスター交流、ダブルディグリープログラムからなる包括的交流プログラムを実施、日本と ASEAN の架け橋となるエキスパート人材の育成を推進している。</p> <p>国際コース CSPA は、アテネオ・デ・マニラ大学国際関係学部（修士課程）との共同ワークショップを福岡とマニラで毎年相互に開催している。</p> <p>タイ国マヒドン大学公共政策学部博士課程学生 25 名の訪問を受け、研究院長への表</p>

	敬、CSPA 学生との交流を実施した。
ミュンヘン	平成 22 年度より文部科学省特別経費による教育プロジェクト「多言語対応型集団指導教育による高度法政研究教育の国際化・実質化」を実施。プロジェクトの取組として、 学生参加企画によるミュンヘン大学との共同シンポジウムを毎年、福岡とミュンヘンで交互に開催 している。 http://www.law.kyushu-u.ac.jp/graduate/s-project/symposium.html
EU 圏大学	“EU-Japan Advanced Multidisciplinary Master Studies” (EU-JAMM) (日本側代表校：神戸大学) に参加し、 ダブル・ディグリー協定校間で博士前期課程 (修士課程) 学生の派遣・受入れ を行っている。実績として、法学研究院教員 1 名が EUIJ 研究助成金を獲得、法学府学生 1 名が EU 短期奨学金受給、博士課程学生 1 名が EU 博士奨学金により留学することとなった。 部局間交換留学で、ボルドー政治学院 (仏) およびティルブルグ大学 (蘭) へ各 2 名派遣、各 1 名を受け入れている。平成 25 年度よりハノーバー大学より 3 名を交換留学生として受け入れている。
アジア、ヨーロッパの学生交流協定締結大学	法学部では、平成 27 年度から、GV プログラムを開始する。これは、①入試段階から法学部生としての資質＋一定の語学力を要求し、②少人数チュートリアル教育で語学向上や最適な留学のプログラムを用意し、③本学 LL. M. (国際法学大学院) への進学まで含めた一貫教育を行う、新しい入試－教育コースである。これにより、国際ビジネスにおいて必要とされている、 世界トップレベルの国際交渉力を持った人材「グローバル・ローヤー」を育成 する。
アフガニスタン	国際コース CSPA において、JICA によるアフガニスタン支援プログラムである PEACE による派遣留学生 1 名を平成 25 年に受け入れた。
タイ国	諸外国を対象とした高度専門職業人教育活動として、 タイ国最高裁判所に対する司法研修 を行っている。
韓国	北海道大学スラブ研究所、本学韓国研究センター、韓国釜山大学との共催で、BRIT (Border Regions In Transition) を開催した。(平成 24 年度) 平成 24 年 12 月に 法学府 CSPA と延世大学公共政策学部大学院の共同ワークショップ を延世大学で開催した。
中国	平成 25 年 11 月、上海の華東政法大学において開催された第 9 回日中公法セミナーに参加した公法部門の教員 2 名が、教員間の交流を行った。 部局間の交換留学については、平成 22～27 年度に、山東大学、西南政法大学よりそれぞれ毎年 2 名の学生を受け入れた。
台湾	台湾大学法律学院との間で活発な国際学術・学生交流 が行われており、最近では平成 25 年 9 月に台湾大学の卒業生が法学部 LL. D. プログラム (英語コース博士課程) において博士 (法学) の学位を取得した。 平成 24 年 9 月には学生交流として教員 2 名の引率により 10 名の学部生が交流協定校訪問団として台湾大学法律学院を訪問し、施設見学及び学生交流を行った。 教員の交流に関しても、台湾大学法律学院との間で、国際法、労働法、行政法分野等の国際学会等を通じた関係教員の交流が行われている。

さらに平成 22 年度から、本学府国際コースと法学部との一貫教育による日本人学生の国際化の推進に取り組んでおり (資料 20)、この取組は、平成 24 年度「大学の世界展開力強化事業」の採択、平成 27 年度導入の GV プログラムへとつながっている。

○資料 20 日本人学生の国際化の取組

取組	日本人法学部生の国際化プログラム (平成 22 年度教育の質向上支援プログラム採択)
取組の概要	<p>趣旨・目的 本学は G30 に採択され、国際化拠点大学として英語のみで学位を取得できるコースをすべての部局に設置し外国人留学生の受け入れを推進しているが、日本人学生の留学は伸び悩んでいる。</p> <p>他方、法学府は、平成 22 年度に改組を行い、国際コース 15 年の成果を取り入れた。また、国際コースもバイリンガル・プログラム (BiP) を G30 プログラムの一環として設置し、実績を上げているが、これまで外国人留学生の受入れが中心であり、日本人学生への教育には距離を置いていた。そこで本取組では、法学府国際コースを学部教育の質向上に役立て、日本人学生の国際化を促進しようとするものである。</p>

	また、これまで、外国人教員は主に国際コース学生への教育を担当し、日本人教員は、一部の教員を除けば、BiP 以外の国際コース学生への教育の機会を有しなかった。これに対し、本取組の一環として設置される新科目においては、言語・文化・法システム横断的な学生に対し教育を行うことで、 教員のスキルアップ も目指す。
	取組の概要 法学部生を対象に、全学教育から学部専攻教育まで一貫して英語力と国際的視野を涵養する科目を配置し、交換留学を体験させ、法学府国際コースへと誘導するプログラムの構築を目指す。すなわち、すでに開講されている科目を整理し日本人学部生に対して履修モデルを提供するとともに、英語コース (LL.M. 及び CSPA) 科目の履修を認め、2 科目を新たに開講して、 留学を含めた 4 年半で学部卒業、直ちに法学府国際コースに入学し、5 年半をかけて法学士と LL.M. を取得できる というものである。この内新科目は、 外国人教員には日本人学生に対する、日本人若手教員には外国人学生に対する教育力向上の場となる ことも期待される。
取組の成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学士における英語力・国際性涵養のための授業の充実により、特に優秀な学部学生が見いだされたため、平成 23 年度、ミュンヘン大学との共同シンポジウムに、書類審査・面接の選抜を経て、学部学生 4 名を LL.M. 学生とともに派遣し、報告させた。 ・ さらに、日本人法学部生の国際化を目的とする本取組は、平成 24 年度文部科学省「大学の世界展開力強化事業」の採択、平成 27 年度導入の GV プログラムへとつながり、その成果を得ている。

1-2-(4) 養成しようとする人材像に応じた効果的な教育方法の工夫

1-2-(4)-① 研究指導

本学府では、学生に主・副の指導教員を置き、研究テーマの決定、研究指導、学位論文に係る指導を計画的に行っている (資料 21)。

○資料 21 研究指導

実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主・副の指導教員により、研究テーマの決定、研究指導、学位論文に係る指導を実施 ・ 研究指導に関する情報を組織として把握
研究指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年度当初に研究計画書を作成、年 3 回の研究指導個人面接、論文進捗状況報告会を実施、年度末に評価書を作成。博士課程 2 年次末には博士論文中間報告会を実施 ・ 日常的な修学支援の実施

1-2-(4)-② 教育効果を高めるための工夫

教育の効果を高めるため、資料 22 に示す取組を行っており、留学生が日本で法学・政治学の研究を進める上での基礎的な知識・方法を学び取ることができるよう多言語による導入教育を提供している点は、本学府の特徴的な取組と言える。

○資料 22 教育効果を高めるための取組

少人数授業、対話・討論型授業の採用	ほとんどの授業において、演習を中心とした少人数・対話型の授業を実施
事例研究型授業の採用	ほとんどの実定法科目では判例研究を重視した授業を実施
留学生に対する多言語による導入教育の提供	留学生に対して多言語による導入教育を提供。留学生が日本で法学・政治研究を進める上での基礎的な知識・方法を学び取ることができるようにしている。
実務家による研究指導や講義の実施	福岡県弁護士会所属の弁護士 (客員教員) による、民刑事法学分野の研究指導、講義等の実施

1-2-(4)-③ TA・RA の活用状況

学部教育の補助業務を行うことにより指導者としての機会を提供するため、修士課程及び博士後期課程の学生を TA として配置し、また、博士後期課程の学生を若手研究者として育成することを目的として、研究プロジェクトの補助業務を行うため RA を配置している（資料 23、資料 24）。

○資料 23 TA の採用状況（平成 22-26 年度実績）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
TA 採用数（延べ人数）	16	21	14	15	11
TA 配置状況	民法演習（法学部 3・4 年次） 行政法演習（法学部 3・4 年次） 刑事政策演習（法学部 3・4 年次） 社会保障法演習（法学部 3・4 年次） ほか				

○資料 24 RA の採用状況（平成 22-26 年度実績）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
RA 採用数（延べ人数）	9	4	3	5	4

1-2-(5) 学生の主体的な学習を促すための取組

1-2-(5)-① 学生の主体的な学習の促進の工夫

大学全体の中期計画において、アクティブ・ラーニングの推進を規定していることに対応するために、環境を整備し（資料 25）、コースごとに履修指導を行って学生の主体的な学習を促している（資料 26）。

○資料 25 自主学習のための環境整備

施設・設備	概要
院生研究室	<ul style="list-style-type: none"> 机・椅子、本棚を整備 学内 LAN 接続環境を提供
英語コース学生自習室、研究室	LL. M. 学生用自習室 <ul style="list-style-type: none"> パソコン 10 台 プリンタ 2 台 学内 LAN 接続環境を整備、 LL. D. 学生用研究室 <ul style="list-style-type: none"> 机・椅子、本棚を整備 学内 LAN 接続環境を提供
判例データベース	<ul style="list-style-type: none"> 各種の法律情報データベースを学内外から利用可能としている（一部学内利用限定）。 https://www.lib.kyushu-u.ac.jp/ja/libraries/humanities-social/humso_c_elink#hou

○資料 26 履修ガイダンスの実施

実施組織	実施時期	実施対象者	実施内容（特色・特徴など含む）
学府	4 月	1 年	一般的内容の説明
各専攻	4 月	1 年	オリエンテーション
英語コース	定期的		論文指導等
在学生	4 月	1 年	研究者コースガイダンス

1-2-(5)-② 学習支援の状況

本学府では、指導教員が日常的に学習支援を行っており、学習支援に対する満足度やニーズに関するアンケートの結果から、学生の満足度が高いことがわかる(資料 27、資料 28)。

○資料 27 学習支援に関するニーズの把握

取組	内容
法学府アンケート	<ul style="list-style-type: none"> 対象者：法学府 2 年生 実施年月：平成 25 年 12 月 回答数：18 調査事項：施設・制度の利用度・満足度、及び要望 修学支援・オフィスアワー等に関する意見・要望、 カリキュラム、研究指導体制等への評価、ほか
英語コースアンケート	<ul style="list-style-type: none"> 対象者：英語コース 2 年生 実施年度：平成 25 年 12 月 回答数：9 調査事項：施設・制度の利用度・満足度、及び要望 修学支援・オフィスアワー等に関する意見・要望、 カリキュラム、研究指導体制等への評価、ほか

○資料 28 アンケート調査の結果

	法学府アンケート	英語コースアンケート
研究指導体制		
カリキュラム		
修学相談		

(水準)

期待される水準を上回る

(判断理由)

九州大学法学府 分析項目 I

「国際レベルで活躍しうる研究者と高度な専門的知識・能力をもつ高度専門職業人を組織的に養成する」との教育目的を踏まえ、第2期においては、1-2-(3)において述べた教育の国際化を推進した。

このうち、第2期から新たに取り組んだ、本学府国際コースと法学部との一貫教育による日本人学生の国際化の推進では、平成24年度「大学の世界展開力強化事業」の採択、平成27年度導入のGVプログラムへとつながり、成果を得ている（資料20、14頁）。

以上のように、教育目的等を達成するための工夫が機能し、大きな成果を上げていると考えられることから、前述の想定する関係者の期待を上回ると判断される。

分析項目Ⅱ 教育成果の状況

観点2-1 学業の成果

(観点に係る状況)

2-1-1 在学中や卒業・修了時の状況

2-1-1-① 履修・修了状況から判断される学習成果の状況

1) 単位修得状況

修了者の課程修了時点の単位取得状況は、経年的にはその割合が上昇している(資料29)。本学府では、主・副の指導教員による研究指導、日常的な学習支援、留学生に対する多言語による導入教育の提供等、個々の学生の状況に応じたきめ細かな対応を行っており、こうした取組により、単位取得状況は高い水準で推移している。

○資料29 平均単位修得率

平成22年度入学	平成23年度入学	平成24年度入学	平成25年度入学	平成26年度入学
90.6	96.0	91.8	96.8	100.0

備考：平成26年度までの学生の成績情報(学務情報システム)から次の定義で、各学生の単位取得率を算出。
 単位修得率 = (取得した単位数) / (履修登録した授業の総単位数) × 100 (値は%)
 さらに、学部及び大学院ごとに全学生の単位取得率の平均をとり、その値を平均単位取得率とした。
 平均単位修得率 = (全学生の単位取得率の総和) / (学生数)
 出典：学務情報システム

2) 標準修業年限内の卒業(修了)率及び学位授与状況

修了者の修了率は、資料30に示すとおりである。

博士後期課程の修了率が低い水準で推移しているが、これは、博士課程修了の要件として「自律した研究者として研究を進めることができる」ことを掲げており、他大学の法学系大学院の学位水準も含め、「自律した研究者」の水準はかなり高いものが求められていることから、標準修業年限内で修了することが困難となっていることによるものである。また、学生の中には学位をとらず就職している者もいる(資料31)。個別の学生の状況は、前述の指導教員による日常的な修学支援等において把握し、適切に指導を行っている。

○資料30 標準修業年限内修了率(%)

修士課程 (標準修業年限2年)	20年度入学 (21年度修了)	21年度入学 (22年度修了)	22年度入学 (23年度修了)	23年度入学 (24年度修了)	24年度入学 (25年度修了)	25年度入学 (26年度修了)
	80.7	80.0	72.2	86.0	79.2	68.6
博士後期課程 (標準修業年限3年)	19年度入学 (21年度修了)	20年度入学 (22年度修了)	21年度入学 (23年度修了)	22年度入学 (24年度修了)	23年度入学 (25年度修了)	24年度入学 (26年度修了)
	13.3	35.3	30.0	22.2	25.0	66.7

定義：平成26年度までに標準修業年限内に卒業・修了した学生の学籍情報(学務情報システム)から以下の定義で算出。集計は入学した年度に遡って行い、入学者数を分母とした。
 標準修業年限内卒業修了率 = (標準修業年限修了者数) / (入学者数) × 100 (値は%)
 ただし、標準修業年限は、学士課程は4年(医歯薬は6年)、修士課程・博士前期は2年、博士後期課程は3年、博士課程は4年、博士一貫は5年、専門職学位課程は2年または3年である。値はパーセント、小数点以下1桁。
 出典：学務情報システム

○資料31 博士後期課程の単位取得退学者数

修了年度	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25
修了者	2	4	3	6	3	3
単位取得退学者	12	7	9	8	4	5

4) 退学率

退学率は、博士後期課程で高いが（資料 32）、退学者の中には、学位をとらず就職している者もいる。個別の学生の状況は、指導教員による日常的な修学支援等において把握し、適切に指導を行うとともに、情報を組織として把握している。

○資料 32 課程ごとの退学者率

入学年度	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25
修士課程（修業年限 2 年）	25.0	11.1	9.3	4.0	4.2	3.9
入学年度	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24
博士後期課程（修業年限 3 年）	80.0	83.3	55.6	44.4	50.0	50.0

5) 学位授与状況

修了者の学位授与状況は、資料 33 のとおりである。本学府では、「自律的、主体的に研究を進めることができる」ことを修了の要件として掲げており、学位を授与するに相応しい学生が修了している。

○資料 33 課程ごとの学位授与状況

大学院（修士）	学位の名称	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
	修士（法学）	57	61	49	62	55	54
大学院（博士）	学位の名称	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
	博士（法学）	6	7	8	6	5	4

2-1-(1)-② 論文発表等の状況から判断される学習成果の状況

1) 論文発表等の状況

本学府の学生は、学術雑誌「九大法学」において、積極的に論説を公表しているほか、平成 22 年度には、法学部の紀要『法政研究』において、学生が研究ノートを発表した（資料 34）。

○資料 34 論文発表等の状況

年度	論文数	内 容
平成 22-26	17	本学府在籍者を会員とする九大法学会が年 2 回発行する学術雑誌「九大法学」において論説を公表した。
平成 22	1	本学大学院法学研究院及び比較社会文化研究院の法学・政治学関係教員と学生によって構成される本学法政学会が発行する学術雑誌である『法政研究』（レフェリー制度あり）において、本学府博士後期課程の学生が研究ノートを発表した。

2) その他学生の活動状況

学生は、海外の大学との共同シンポジウム、共同セミナーを実施し、英語での発表を行っている（資料 35）。

○資料 35 その他学生の活動実績等

海外における報告	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度、ミュンヘン大学とのシンポジウムにおいて、本学府の学生 3 名が英語で発表を行った。 平成 24 年度、国際コースの学生を中心に、ミュンヘン大学と共同シンポジウム、アテネオ・デ・マニラ大学及び中国人民大学との共同セミナーを実施した。
----------	---

2-1-(1)-③ 分析のまとめ

本学府では、教育目的に照らして学位の授与に値する学識能力を備えた有為な人材育成に向け、研究指導を行うとともに、個々の学生の状況に応じたきめ細かな学修支援等を行っており、学位の授与にあたっては、学位授与方針に従い適切に学位を授与している。

学生は、学術雑誌「九大法学」において、積極的に論説を公表しているほか、海外の大学との共同シンポジウム、共同セミナーにおいて、英語での発表を行っていることから、学業の成果が得られていると判断できる。

2-1-(2) 在学中や卒業・修了時の状況から判断される学業の成果を把握するための取組とその分析結果

2-1-(2)-① 学業の成果の達成度や満足度に関する学生アンケート等の調査結果とその分析結果

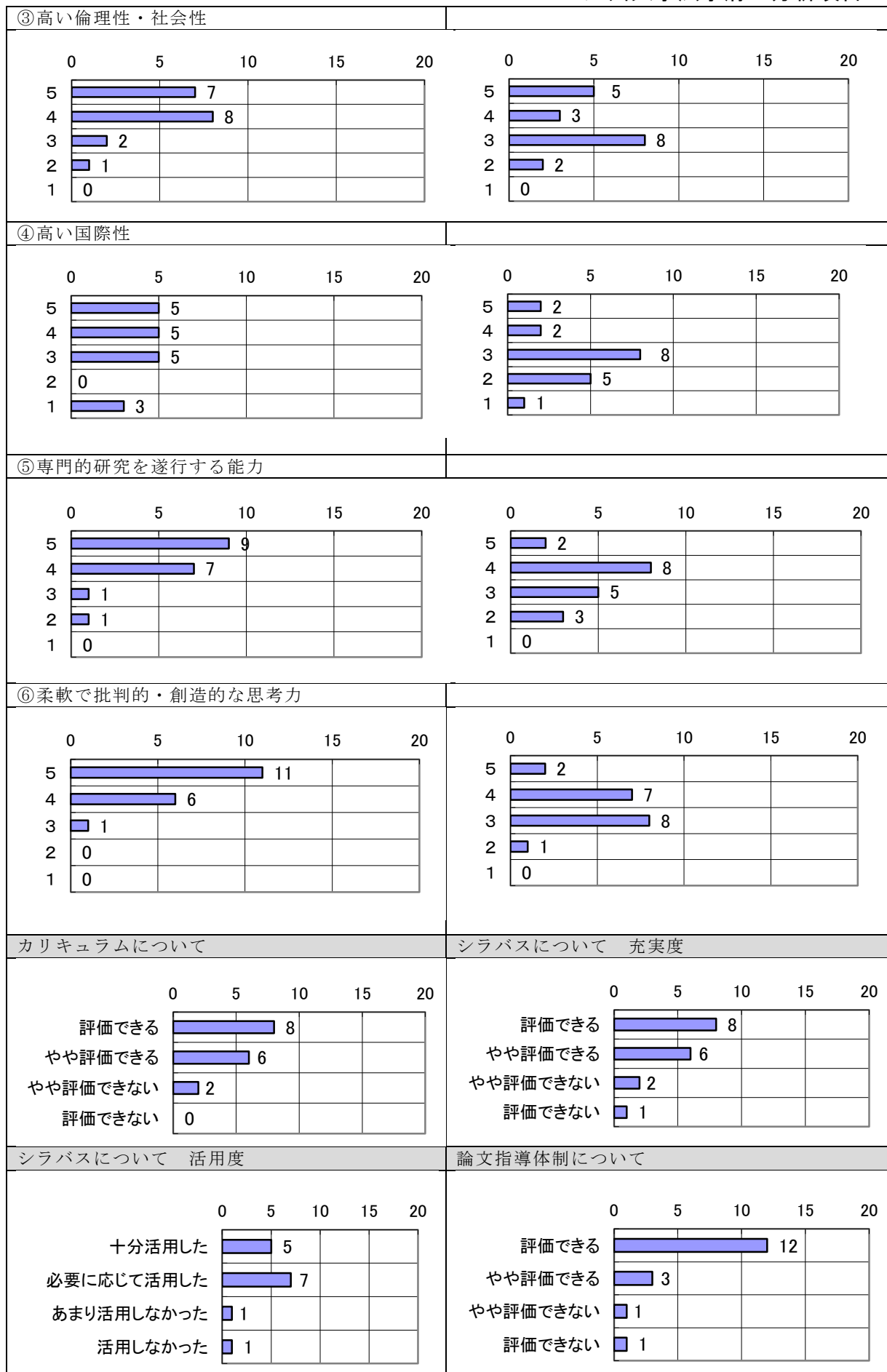
1) 学業の成果の達成度や満足度に関する学生アンケート

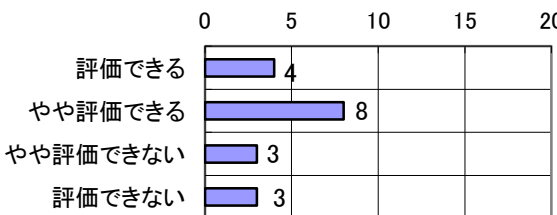
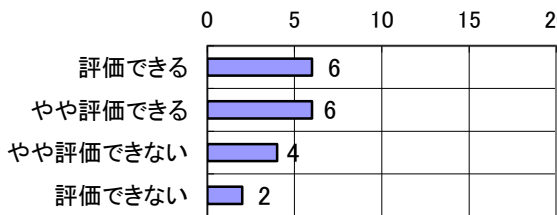
留学生を含む学府生を対象に、学習の達成度や満足度に関するアンケート調査を実施している。アンケート結果（平成25年12月実施）を見ると、日本人学生では、「より高度な研究遂行能力の修得」、「専門的研究を遂行する能力」といった項目について、外国人留学生では、「自分の専門分野に対する知識や関心」、「国際的に物事を考える力」といった項目について達成度が高いと評価し、また、本学府の「カリキュラム」、「シラバス」、「論文指導体制」を高く評価していることがわかる（資料36、資料37）。

○資料36 法学府アンケート結果（抜粋）

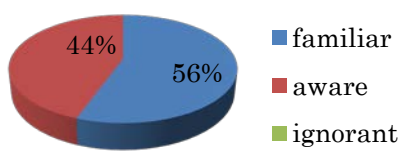
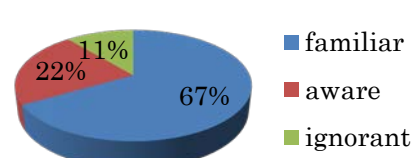
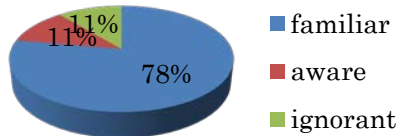
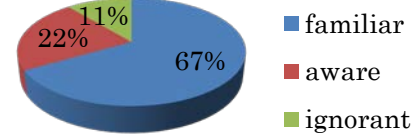
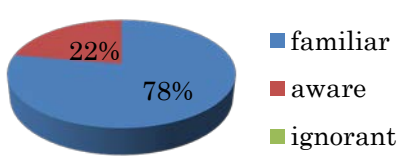
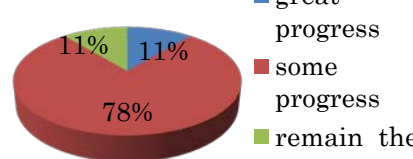
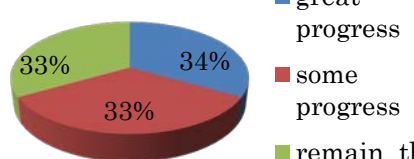
（5段階評価。5が最も高い評価となる。）

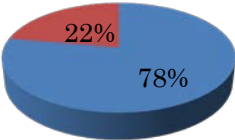
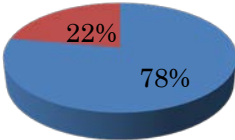
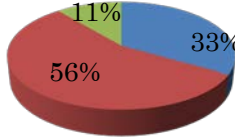
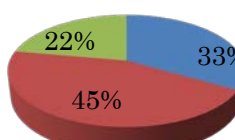
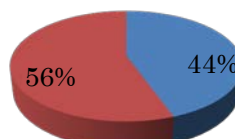
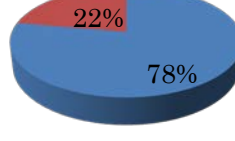
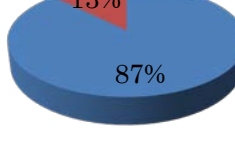
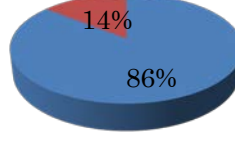
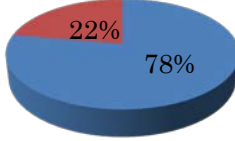
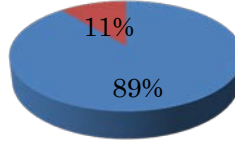
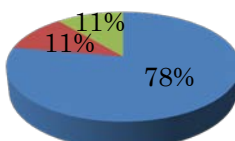
到達目標について			
大学生生活における重要度		達成度	
①広範で体系的な知識の修得			
	0 5 10 15 20		0 5 10 15 20
5	9	5	1
4	7	4	8
3	2	3	8
2	0	2	1
1	0	1	0
②より高度な研究遂行能力の修得			
	0 5 10 15 20		0 5 10 15 20
5	7	5	2
4	8	4	8
3	2	3	7
2	1	2	1
1	0	1	0



国際交流のありかたについて	研究計画・自己評価書について																																								
<p>0 5 10 15 20</p>  <table border="1"> <tr><td>評価できる</td><td>4</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>やや評価できる</td><td>8</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>やや評価できない</td><td>3</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>評価できない</td><td>3</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	評価できる	4				やや評価できる	8				やや評価できない	3				評価できない	3				<p>0 5 10 15 20</p>  <table border="1"> <tr><td>評価できる</td><td>6</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>やや評価できる</td><td>6</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>やや評価できない</td><td>4</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>評価できない</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	評価できる	6				やや評価できる	6				やや評価できない	4				評価できない	2			
評価できる	4																																								
やや評価できる	8																																								
やや評価できない	3																																								
評価できない	3																																								
評価できる	6																																								
やや評価できる	6																																								
やや評価できない	4																																								
評価できない	2																																								

○資料 37 法学府英語コースアンケート結果 (抜粋)

Regarding your awareness of information which is required to be released by the university, such as the university's education objective and so forth	
“Educational Charter” of the university	education objective of the school you belong to
 <ul style="list-style-type: none"> ■ familiar ■ aware ■ ignorant 	 <ul style="list-style-type: none"> ■ familiar ■ aware ■ ignorant
admission policy (3 policies) of the school you belong to	curriculum policy (3 policies) of the school you belong to
 <ul style="list-style-type: none"> ■ familiar ■ aware ■ ignorant 	 <ul style="list-style-type: none"> ■ familiar ■ aware ■ ignorant
diploma policy (3 policies) of the school you belong to	
 <ul style="list-style-type: none"> ■ familiar ■ aware ■ ignorant 	
Self evaluation of the progress you have made since your enrollment	
Japanese proficiency	English proficiency
 <ul style="list-style-type: none"> ■ great progress ■ some progress ■ remain the same 	 <ul style="list-style-type: none"> ■ great progress ■ some progress ■ remain the same
knowledge of /interest in your field of specialization	ability to think internationally

 <ul style="list-style-type: none"> ■ great progress ■ some progress ■ remain the same 	 <ul style="list-style-type: none"> ■ great progress ■ some progress ■ remain the same
ability to convey your intention to others	discussion skills
 <ul style="list-style-type: none"> ■ great progress ■ some progress ■ remain the same 	 <ul style="list-style-type: none"> ■ great progress ■ some progress ■ remain the same
interest in/ understanding of the society	
 <ul style="list-style-type: none"> ■ great progress ■ some progress ■ remain the same 	
How would you evaluate overall curriculum of the Graduate School of Law?	How would you evaluate thoroughness of the syllabus? Did you use the syllabus?
 <ul style="list-style-type: none"> ■ highly ■ to some extent ■ little / none 	 <ul style="list-style-type: none"> ■ highly ■ to some extent ■ little / none
How would you evaluate thoroughness of the syllabus? your utilization	How would you evaluate the instruction system for students' thesis- writing in the Graduate School of Law?
 <ul style="list-style-type: none"> ■ highly ■ to some extent ■ little / none 	 <ul style="list-style-type: none"> ■ highly ■ to some extent ■ little / none
How would you evaluate the way the Graduate School of Law is engaged in "international exchange" ?	How would you evaluate a whole concept of "Research Proposal" submission?
 <ul style="list-style-type: none"> ■ highly ■ to some extent ■ little / none 	 <ul style="list-style-type: none"> ■ highly ■ to some extent ■ little / none

2-1-(2)-② 分析のまとめ

留学生を含む学府生を対象とした、学習の達成度や満足度に関するアンケート調査において、学生自身が学業の成果について高く評価していることから、学習成果は上がっていると評価できる。

(水準)

期待される水準を上回る

(判断理由)

本学府では、個々の学生の状況に応じたきめ細かな学習支援を行っており、その結果、単位修得率は高い水準で推移している。

また、学術雑誌「九大法学」における積極的な論説の公表、海外の大学との共同シンポジウムにおける英語での発表などから学業の成果が得られていると判断できる。

さらに、学業の成果の達成度や満足度に関する学生アンケートの結果から、留学生を含む学生の評価が高いことがわかる。

以上の状況を踏まえて、総合的に判断すると、本学府の教育目的を達成する学習成果が得られていると考えられることから、前述の想定する関係者の期待を上回ると判断される。

観点 2-2 進路・就職の状況

(観点に係る状況)

2-2-(1) 進路・就職状況、その他の状況から判断される在学中の学業の成果の状況

2-2-(1)-① 進路・就職状況

本学府生の修了後の進路状況は、資料 38 に示すとおりであり、修了者は、国内のみならず、アジアやヨーロッパ等の大学・研究機関に進学していることがわかる(資料 39)。

○資料 38 修了後の進路状況(平成 26 年度) (人)

	修士課程				博士後期課程		
	研究者 コース	専修 コース	英語 コース	全 体	研究者 コース	英語 コース	全 体
就 職	0	13	23	36	1	1	2
その他	1	4	8	13	0	1	1
計	4	18	32	54	1	2	3

○資料 39 主な進学先(平成 22-26 年度)

	進学先(例)
国内	早稲田大学、大阪大学、一橋大学大学院、ほか
海外	中国精華大学、ロンドンスクールオブエコノミックス、パリ第 2 大学、ティルブルグ大学、ルーバン大学、ミュンヘン大学、オーストラリア国立大学、アメリカヴィラノヴァ大学、ほか

一方、本学府修了後就職した者のうち、修士課程修了者は、国内外の国や地方公共団体の公務員、民間の企業・団体の職員といった進路を、また、博士後期課程修了者についても、国内外の大学や高等研究機関の研究者といった進路をとっている。

○資料 40 主な就職先(平成 22-26 年度)

(修士課程)

	代表的な就職先
国内	厚生労働省、長崎地方裁判所、千葉地方裁判所、福岡法務局 福岡県、福岡市、長崎市、宮崎県、倉敷市 読売新聞、三菱商社、三菱東京 UFJ 銀行、日本電産株式会社、株式会社 LTS、ほか
海外	韓国統一省、個人法律事務所弁護士(フィリピン)、ベトナム法務省、タイ裁判所、タイ検事局、キルギス司法行政団体、カンボジア商務省、カンボジア CLJR 事務総局、判事(ミャンマー)、中国雲南省人民検察院、中国最高人民検察院、弁護士(インド)、弁護士(アメリカ)、ミャンマー法務局、ミャンマー大学助教、フィンランド Joensuu 大学講師、フィリピン 法律事務所弁護士、シンガポール裁判所検察官、カナダ法律事務所、オーストラリア外交・貿易省ほか

(博士課程)

	代表的な就職先
国内	本学、名古屋大学、山口大学、琉球大学、蘇我瓜生糸賀法律事務所、ほか
海外	中国西南政法大学講師、ベトナム法務省、ウズベキスタン法務省、ほか

2-2-(1)-② 修了生の活動の状況

1) 新聞記事等で取り上げられる修了生・在校生

本学府では、在校生が、「第 2 回日本学術振興会育志賞」を受賞、修了生は、「平成 25 年度 第 35 回 サントリー学芸賞(政治・経済部門)」を受賞するなどし、新聞記事に取り

九州大学法学府 分析項目Ⅱ

上げられていることから（資料 41）、「ルール形成や政策形成をリードすることのできる高度な専門的知識・能力をもつ高度専門職業人」として育成されていると判断される。

○資料 41 新聞記事等で取り上げられる卒業生・在校生

	内 容
平成 24 年 1 月 17 日 独立行政法人日本学術 振興会	第 2 回日本学術振興会育志賞を受賞 研究課題名「信託をめぐる国際民商事紛争解決のための法整備」
平成 24 年 7 月 28 日 日本経済新聞	肖像 ～九州・沖縄 NPO 支援「草の根」に光
平成 25 年 11 月 11 日 サントリー文化財団	平成 25 年度 第 35 回「サントリー学芸賞（政治・経済部門）」受賞
平成 25 年 12 月 13 日 西日本新聞	英語だけで講義 難関クラスに初の日本人 法学研究院のアジア比較政治 行政コース（CSPA）に入学 留学生と討論「エキサイティングで楽しい」「懸 け橋」に期待大
平成 26 年 4 月 15 日 西日本新聞	若者が魅力感じる街に 宗像市長選・市議補選告示 有権者、論戦に注目
平成 26 年 8 月 9 日 西日本新聞	熊本市長選 出馬へ
平成 26 年 9 月 3 日 西日本新聞	九大生 過疎を”体感” 農業体験や住民と交流 熊本・多良木を訪問
平成 26 年 11 月 16 日 西日本新聞	熊本市長選、初当選 政令市初選挙制す
平成 27 年 4 月 1 日 西日本新聞	地方の課題 日韓で探る 九大院生ら調査、秋にシンポ 持続可能な社会の ための決断科学センター
平成 27 年 4 月 10 日 西日本新聞	九大発 平和論 沖縄返還交渉 正と負の側面併せ持つ

2-2-(1)-③ 分析のまとめ

以上のように、修了後の進路状況において、修士課程では博士課程への進学、公務員のほか多様な職種への就職が多く、博士課程においては、教育・研究職に従事する者が多い。

また、修了後も社会において高い評価を得ていることから、本学府の教育目的に照らして、教育の成果や効果が上がっていると判断できる。

2-2-(2) 在学中の学業の成果に関する卒業・修了生及び進路先・就職先等の関係者への意見聴取等の結果とその分析結果
--

2-2-(2)-① 卒業・修了生に対する意見聴取の結果

修了生に対し実施したアンケート調査の結果によれば、修了生は「専門分野に対する深い知識や関心」、「他人に自分の意図を明確に伝える能力」、「分析的に考察する能力」といった能力が向上したと答え、専門教育や研究活動、論文作成に対し、高い達成度、満足度を感じ、修得した学習成果が現在も役立っていると評価していることがわかる(資料42)。

○資料42 修了生に対する意見聴取

問1「向上した能力について」

次の能力について向上したか	向上・やや向上	変わらない	どちらとも言えない
未知の問題に取り組む姿勢	83.3%	0	16.7%
他人に自分の意図を明確に伝える能力	100.0%	0	0
討論する能力	83.3%	0	16.7%
自分の専門分野に対する深い知識や関心	100.0%	0	0
分析的に考察する能力	100.0%	0	0
新たなアイデアや解決策を見つけ出す能力	83.3%	0	16.7%
記録、資料、報告書等の作成能力	100.0%	0	0
人間や文化についての関心や理解	83.3%	0	16.7%
社会についての関心や理解	66.7%	0	33.3%

問2「学習目標の達成について」

学習目標を達成しているか	達成できた	達成できなかった	どちらとも言えない
専門教育	83.3%	0	16.7%
研究活動	100.0%	0	0
論文作成	83.3%	0	16.7%

問3「満足度について」

学習の満足度	満足・やや満足	不満・やや不満	どちらとも言えない
専門教育	83.3%	0	16.7%
研究活動	83.3%	0	16.7%
論文作成	100.0%	0	0

問4「修得した学習成果の有用性について」

次のことは現在の活動に役に立っているか	役に立っている・どちらかといえば役に立っている	役に立っていない・あまり役に立っていない	どちらとも言えない
専門教育	83.3%	16.7%	0
研究活動	83.3%	16.7%	0
論文作成	83.3%	0	16.7%

2-2-(2)-② 就職先・進学先等の関係者に対する意見聴取

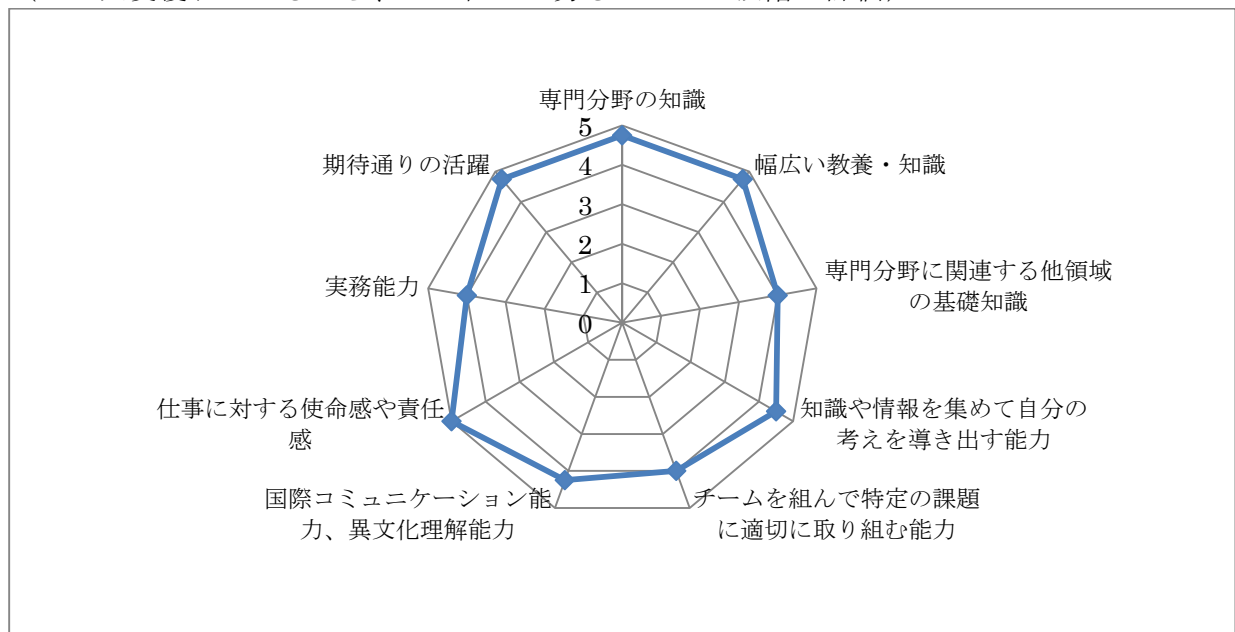
就職先や進学先へのアンケート調査（資料 43）の結果から、「仕事に対する使命感や責任感」、「専門分野の知識」、「専門分野に関連する他領域の基礎知識」などの項目において評価が高いことがわかり、本学府が教育目標として掲げる「広く社会に通用する専門的能力」が涵養されていると判断できる（資料 44）。

○資料 43 就職先・進学先等の関係者への意見聴取の概要

実施時期	平成 25 年 8 月
対象企業等	本学府の修了生を複数採用した実績がある企業等
対象となる卒業生	過去 5 年間に採用した本学府の修了生
回答数	4

○資料 44 就職先・進学先等の関係者への意見聴取の結果

（5：大変優れているから、1：極めて劣るまでの 5 段階で評価）



また、本学府では、法学部キャリアデザイン委員会が主催する就職ガイダンス等の機会を通じて、就職先・進学先等の関係者に対する意見聴取を行っており、資料 45 に示すように、「論理的思考力がある」、「主体的に動く」、「発信力がある」といった好意的な印象をもたれていることがわかる。

○資料 45 関係者への意見聴取

実施年度	平成 25 年度
対象	法学部企業セミナー参加企業 20 社
回答	15 社
法学部卒業生の印象	<ul style="list-style-type: none"> ・論理的思考力、ガッツがある ・物事を理論的に考える ・論理的に物事を考えられる、主体的に動く、発信力のある方が多い ・意見を持っている。強い意志がある。 ・真面目、堅実 ・地元への愛着心が強く持っている方が多いので、お客様としての地域住民の方々のニーズをくみとりながら会社の施策に取り組んでいける方が多い ・全体像を把握することが得意だという印象がある

2-2-(2)-③ 分析のまとめ

在学中の学業の成果に関する卒業生及び進路先・就職先等の関係者への意見聴取等の結果から、学業の成果が得られていると判断される。特に、進路先・就職先等の関係者への意見聴取の結果、「仕事に対する使命感や責任感」、「幅広い教養・知識」、「専門分野の知識」、「実務能力」、「専門分野に関連する他領域の基礎知識」といった項目において評価が高いため、上記の分析結果を踏まえて、総合的に判断すると、学習成果が上がっていると評価できる。

(水準)

期待される水準を上回る

(判断理由)

修了後の進路状況において、修士課程では博士課程への進学、国内外の公務員のほか多様な職種への就職が多く、博士課程においては、教育・研究職に従事する者が多い。

また、修了後の活動や成果が新聞記事に多く取り上げられ(資料41、27頁)、社会において高い評価を得ていることから、本学府の教育目的に照らして、教育の成果や効果が上がっていると判断できる。

修了生及び進路先・就職先等の関係者への意見聴取等の結果については、特に、進路先・就職先等の関係者から高い評価を得ている。

以上の状況を踏まえて総合的に判断すると、本学府の教育目的を踏まえた学習の成果は、前述の想定する関係者の期待を上回ると判断される。

Ⅲ 「質の向上度」の分析

(1) 分析項目Ⅰ 教育活動の状況

本学府では、英語のみで修士の学位を取得できる国際コースを我が国で初めて設置して以来、多くの国と地域から学生を受け入れているが、第2期には、新たに英語と日本語の2ヶ国語対応のバイリンガル・プログラム(BiP)を設置し、他方、日本語のみ、英語のみで行ってきた教育の一部について、日本語・英語に加え韓国語・中国語でも行う(留学生プラットフォーム)など、法学府の在来コース、国際コースを問わず、高い倫理性・社会性に裏打ちされた、国際発信能力のある法学・政治学の研究者・高度専門職業人の養成に取り組んだ(資料13、8頁)。さらに平成22年度から、本学府国際コースと法学部との一貫教育による日本人学生の国際化の推進に取り組んでおり(資料20、14頁)、この取組は、平成24年度「大学の世界展開力強化事業」の採択、平成27年度導入のGVプログラムへとつながり、その成果を得ている。

(2) 分析項目Ⅱ 教育成果の状況

教育の成果を第1期と比較すると、在校生については、「第2回日本学術振興会育志賞」を受賞、修了生については、「第35回「サントリー学芸賞(政治・経済部門)」を受賞するなど、新聞記事に多く取り上げられ(資料41、27頁)、社会において高い評価を得ていることから、本学府の教育目的に照らして、教育の成果や効果が上がっていると判断できる。

修了生及び進路先・就職先等の関係者への意見聴取等の結果を見ても、特に、進路先・就職先等の関係者から高い評価を得ている。

以上のことから、本学府が想定する関係者からの期待に十分に応えていると言える。